

選挙の適正な実施に資するための公職選挙法改正を求める意見書

2024年6月20日に告示された東京都知事選挙においては、市民から「公営掲示板にみだらな画像が貼ってある報道を見た。実在するのであれば即刻撤去すべき。」といった苦情や「1つの掲示板に同じポスターが何枚も貼られているのはなぜか」といった問い合わせが町田市選挙管理委員会に寄せられている状況にある。

本来、選挙運動用ポスターは、公職選挙法により掲示が認められる文書図画の1つであり、公営掲示板は、候補者の選挙運動用ポスターを掲示するために設置をされるものであり、選挙運動用ポスターは、候補者以外が使用するべきものではなく、ポスターの掲示権利を売買する行為など言語道断である。

また、憲法21条では表現の自由及び検閲の禁止が明記されているが、同12条においては、その権利の濫用の禁止も同時に明記されていることも忘れてはならない。

選挙目的ではないと可能性のあるポスターの掲示は、民主主義の根幹をなす選挙において、市民の一層の政治不信を募らせ、民主主義の意義に影響を及ぼしかねないと考ええる。

よって、町田市議会は、国会に対して、選挙の適正な実施に資するための公職選挙法改正を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。